

学校法人徳洲会ガバナンスコード・チェックシート（令和6年7月26日現在）

項目		適・否	点検等
【第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重】			
1-1 建学の精神・理念	建学の精神・理念	○	建学の精神・理念はホームページをはじめ、学生便覧、大学案内等に記載するとともに、建学の理念である「生命だけは平等だ」は揮毫し額装してエントランスに掲げている。さらに、あらゆる機会を通じて広く学内外に周知している。
	建学の精神・理念に基づく人材像	○	建学の精神・理念に基づく人材像については、教育目的等に明示し、ホームページをはじめ学生便覧等を通じて広く学内外に周知している。
1-2 教育と研究の目的	建学の精神・理念に基づく教育目的等	○	学則、大学院学則で教育と研究の目的を定め、ホームページをはじめ学生便覧等を通じて広く学内外に周知している。
	中期的な計画の策定と実現に必要な取組み	○	令和2年度の開学に併せ令和6年度までの「中期事業計画」を策定し、令和4年度の大学院開設に併せ一部改訂した。「中期事業計画」の進捗状況等その結果を事業報告書として内外に公表するなど、透明性の高い法人運営・大学運営に務めている。
	私立大学の社会的責任等	○	関係法令、本学の諸規程及び指針・方針・規範並びに中期事業計画及びこれに基づく毎年度の事業計画等に基づき、私立大学としての社会的責任等を果たしている。
【第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）】			
2-1 理事会	理事会の役割	○	学校法人徳洲会寄附行為（以下「寄附行為」という。）の定めるところにより、法人の最高議決機関としての役割を果たすとともに、適切な理事会運営を行っている。
2-2 理事	理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化	△	副理事長は寄附行為において理事長補佐業務及び寄付行為細則において業務が分担されており、また常務理事についても同様に理事長補佐と業務の分掌と分担業務があるものの、一部は未執行で、理事業務の分担についても、機関が小

			規模で必要性がないことから分担されていない。
	学内理事の役割	△	同上
	外部理事の役割	△	同上
	理事への研修機会の提供と充実	○	令和5年度は改正私学法について研修会を実施し、情報を共有している。
2-3 監事	監事の責務（役割・職務範囲）	○	寄附行為の定めるところにより、監事の責務が明確化され、監事はその職責を果たしている。
	監事の選任	○	寄附行為の定めるところにより、適切に選任されている。
	監事監査基準	○	基準に代えて、監事は監査方針、監査計画及び監査方法を定め、関係者に通知している。
	監事業務を支援するための体制整備	○	監事、会計監査人及び内部監査人による三様監査体制を構築している。また、理事長のもとにある内部監査室が適宜情報提供等業務を支援する体制を整備している。
2-4 評議員会	諮問機関としての役割	○	寄附行為の定めるところにより、諮問機関としての役割を果たすとともに、適切な評議員会運営を行っている。学校法人分科会における調査の結果、その他意見として付された評議員の出席状況については改善されつつある。今後、更に出席状況の改善に向けた開催方法の工夫を行う。
	評議員から意見を引き出す議事運営方法を改善	○	議長が委員に発言を促すとともに事前に議事内容を確認いただく等、議事運営方法の改善に努めている。
	評議員会における役員への意見、諮問事項に対する答申、役員からの報告の聴取	○	寄附行為の定めるところにより、評議員の責務が明確化され、評議員はその職責を果たしている。

	監事の選任	○	寄附行為の定めるところにより、監事の選任同意について適切に審議している。
	評議員の選任	○	寄附行為の定めるところにより、適切に選任されている。
	評議員への充実した情報等の提供	○	改正私学法の概要や大学における近況活動等情報の提供に努めている。
【第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）】			
3-1 学長	学長の責務（役割・職務範囲）	○	学則第1条に掲げる学校教育法に則り人材を育成することとしていることから、学則において学長は、公務をつかさどり、所属職員を統督することとしている。
3-2 教授会	教授会の役割（学長と教授会の関係）	○	教授会規程により教授会の役割・機能（学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関が明確化され、校務に関する最終的な決定権が学長に担保され、大学運営を円滑に進めている。
【第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）】			
4-1 学生に対して	学部ごとの3つの方針（ポリシー）	○	建学の精神等に基づき学部、研究科ごとに一体的に定めており、ホームページや入学試験要項等において公表している。
	自己点検・評価	○	外部有識者を含めた自己点検評価委員会において、自己点検・評価を行っており、ホームページで公表している。
	ダイバーシティ・インクルージョン	○	ハラスメント等健全な学生生活を阻害する要因については、毅然かつ厳正に対応する体制を整備している。
4-2 教職員等に対して	教職協働	○	各種委員会等の構成員に事務職員を加えるなど、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るための分担・協力・連携体制が構築され機能している。
	ユニバーシティ・ディベロップメント：UD	○	人材育成方針に基づき、FD・SD マップを策定し、教職員に必要な専門性と資質向上のための研修等を、組織的かつ効果的に実施している。
4-3 社会に対して	認証評価及び自己点検・評価	○	認証評価は令和8年度を予定している。自己点検・評価については、その結果を踏まえ改善等に務めている。なお、評価結果については公表している。

	社会貢献・地域連携	○	神奈川県、鎌倉市、檜原村と連携協定を結ぶなど地域との連携を図るとともに、自治体へ委員を派遣している。また、学生のボランティア活動等を通して社会貢献活動を行っている。令和5年度には「社会貢献方針」を策定し、さらに社会貢献活動を推進することとしている。
4-4 危機管理及び法令遵守	危機管理のための体制整備	△	消防計画に則り毎年避難訓練を実施するとともに大規模災害時には「安否確認メール」で安否確認を行うこととしている。なお、その他リスク対策のため危機管理マニュアルを整備すべく準備中である。
	法令遵守のための体制整備	○	公益通報等に関する規程を整備するとともに教育研究活動等において法令等を遵守するよう採用時に誓約書を提出させている。
(特記事項)			
【第5章 透明性の確保（情報公開）】			
5-1 情報公開の充実	法令上の情報公表	○	学校教育法施行規則等に則り適切に公表している。
	自主的な情報公開	○	授業評価アンケート、ガバンスコード、湘南鎌倉医療ジャーナル等ホームページ等において公開している。
	情報公開の工夫等	○	SNSでの発信やホームページで随時情報を発信するとともに、大学案内等も分かりやすく工夫している。
○適正 △一部適正 ×不適正 (特記事項) △2-2 令和6年策定予定の日本私立大学協会ガバナンスコードの制定を待って対応する。 △4-4 原案は策定しており、今年度中に整備する。			

【チェック機関】	
事務局会	5月20日
幹部会	6月11日
理事会・評議員会	7月26日